

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則（令和二年福岡県規則第五十八号）

新旧対照表

改正案	現行
<p>（管理地区内における許可を要しない行為）</p> <p>第十七条 条例第二十六条第九項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>イ〜ト （略）</p> <p>チ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）<u>第三条</u>第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、<u>同法第二十二条第一項の規定</u>により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は<u>同法第二十三条第一項の規定</u>により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用する</p> <p>リ （略）</p> <p>九〜十一 （略）</p>	<p>（管理地区内における許可を要しない行為）</p> <p>第十七条 条例第二十六条第九項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>イ〜ト （略）</p> <p>チ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）<u>第三条</u>の規定により一般旅客定期航路事業の<u>免許</u>を受けた者、<u>同法第二十条の規定</u>により不定期航路事業の届出をした者又は<u>同法第二十一条の規定</u>により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>リ （略）</p> <p>九〜十一 （略）</p>